

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた：俞 樾『古書疑義舉例』との関連性を中心に

西山， 猛
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/9724>

出版情報：中国文学論集．16， pp.97-129， 1987-12-31．九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：



『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた

——俞樾『古書疑義舉例』との關連性を中心に——

西山 猛

一

馬建忠（一九四五—一九〇〇）が彼の兄相伯の援助のもとに編んだと傳えられる『馬氏文通』（一八九八年上卷、九年下卷）は中國に於ける最初の體系的な文法書であり、今日の文言語法研究に於いても該書によって提出された考え方がそのまま繼承されている場合が少なくない。よって文言語法研究史を考える際、延いては文言語法の體系そのものを考える際にも、『馬氏文通』という書は必ず把握しておかなければならない基本文獻の一つであろう。

ところで該書の文法書としての性格を考える場合、その成書過程を考察することがまず必要となってくるが、該書の成書事情を見ると、『馬氏文通』は清末民初に於ける中國の傳統的な學問の繼承と西方からの新しい學問の受容という二つの大きな流れの過中に生まれたものであり、該書の成書過程研究の際にもこの二つの流れを考慮

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

して論じるべきであらう。

では實際今日までの該書の成書過程に關する研究はどのようになされてきたのであろうか。そこで今試みに今日（一九八六年）までの『馬氏文通』研究を管見の及ぶ限り概観してみると、⁽¹⁾該書研究は七十八以降特に中國に於いて盛んになってきていることがわかる。そこでまず今日の研究状況を把握する意味で七十八以降の研究を細かく検討してみると、その主流となっている研究は、該書の體例を概括したもの、「詞」「次」「句讀」に關するもの、著者あるいは版本に關するもの、等々であり、該書の成書過程に關する研究は殆ど等閑にされているように思われる。

まず例えばその成書過程のなかの『馬氏文通』の西洋語法理論の受容に關する研究の状況を見てみると、このことに関しては七十八年以降に限らずそれ以前からずっと『馬氏文通』はラテン語文法を中國の古文に適用したものである。」と、さまざまな論文に於いてしばしば述べられて來た。がしかしその論調は殆どがまるで判で押したような一種の常套句で構成された表面的なものであり、そのうえ今まで殆ど無批判にそのまま襲用されてきたのである。例えば該書研究の基本的文献と言われる『馬氏文通』評述「目錄（五五）」は今までの該書に對する批評を總じて次の如く言う。

『馬氏文通』被人們批評得最利害的莫過于它模倣西方語法。

（『中國語文』一九八四—二、p. 88）

つまり殆どの論文が、該書と西洋語法理論の關連性を否定的な評價を下す時にのみ取り上げてきたということである。そのなかには該書の西洋語法理論の受容のしかたは足を削って履き物に合わせたようなものであったと頭から決めつけ、そのうえそのことについて何の具體的な根據を示していないものも多く、實際に『馬氏文通』のどの部分に西洋語法理論のどういう考え方がどのように反映しているのかを踏まえたうえで該書を批判しているものに至っては皆無である。つまり實際に具體的に『馬氏文通』と西洋語法理論との關連性を論じた研究は今日に至るまで殆どなかったと言つてよいであらう。⁽²⁾

また該書の中國傳統小學の繼承に關する研究にしても、七十八年以降の『馬氏文通』研究狀況を見てみると、『馬氏文通』と傳統小學との關連性を論じたものは僅かしか存在しない。しかも傳統小學との關連性を述べたものであつても、例えば前掲の『馬氏文通』評述」が論じるように、馬氏と訓詁學者の關係は次のように把握されているのみである。

馬建忠對於訓詁學者講虛詞、常常說甲字用如乙字、深致不滿、在大多數情況、他的批駁是有說服力的。

(『中國語文』一九八四—二、p. 88)

つまり今日の研究では、馬氏の訓詁學者に對する態度は全てに於いて批判的である、言いかえれば批判的繼承という一面、しか把握されていないのが通常のようである。

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた(西山)

しかし果たして本當に、馬氏は傳統小學に對して常に批判的であつたのであらうか。馬氏は傳統小學に於ける前人の説を、全ての面に於いて舊中國が産み出した打倒すべきもの、乗り越えるべきものであるとのみ考えていたのであらうか。

そこで次に視點を移して該書研究が本格化する七十八年以前の研究を見てみると、實は中國に於いて解放以後十六年までの間に、研究としては傍流ではあるが、『馬氏文通』と傳統小學との關連性に主眼點を置いて論じたものが確かに存在したことがわかる。

そのような研究として以下のものが挙げられる。

『「馬氏文通」校注』（章錫琛）

〔一九五四年、目錄（十八）〕

『「馬氏文通」和舊有講虛字的書』（麥梅翹）

〔一九五七年、目錄（十九）〕

『「馬氏文通」以前的語法研究』（劉景農）

〔一九六二年、目錄（三一）〕

これらの書に於いては、後に論じるように、『馬氏文通』はその多くの部分に於いて傳統小學に於ける前人の説を繼承しており、それが該書成立に重要な意味を持つ、という視點を確かに有しているのである。

よって本稿では、これら三つの研究を足掛かりとして、該書の成書過程の研究の中でも特に該書に於ける傳統小學の繼承のしかたという問題に主眼點を置いて考察し、該書の文法書としての性格を少しく明らかにしてみたいと思う。

本稿ではまず『馬氏文通』と傳統小學との關連性を前掲の三つの研究をもとに概括し、次に本稿による新しい意見として今まで指摘されることのなかった該書と龔燾『古書疑義舉例』との關連性を論證し、そして最後に該書と『古書疑義舉例』とのその關連性が文言語法研究史に於いてどのような意味を持つのかを見てみることにしたい。

二

今までの研究を概括すると、『馬氏文通』に於ける傳統小學の繼承のしかたは、次の三種に分けられる。即ち、(a)傳統小學からの前人の説の引用が明示されているもの、(b)前人の説の引用と明示されていないが、明らかにそれと認められるもの、(c)論述に用いた術語 (technical term) に於いて、傳統小學で以前用いられたある概念及び名稱を踏襲しているもの、である。今ここにその概略を述べてみたい。

(a)

該書において例文の引用とは別に、傳統小學に於いて述べられた前人の説として書物の一部を引用している箇所が多くみられる。例えば最も引用が多いものとして、王引之『經傳釋詞』が挙げられる。例を挙げると以下の如くである。

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた (西山)

名有一字不成詞、間加「有」字以配之者、『詩』『書』習用之。……而國號之上、率加「有」字、如「有虞」「有夏」「有殷」「有周」之類、以上見『經傳釋詞』。

(『馬氏文通』實字卷之二・名字二之一⁽³⁾)

「不」字有代「非」字者。……『大戴禮』王言篇云：「畢弋田獵之得、不以盈宮室也。徵斂於百姓、非以充府庫也。」又『墨子』非命篇：「上之所賞、命固且賞、非賢故賞也。上之所罰、命固且罰、不暴故罰也。」前引二節內、「不」「非」兩字互用、『釋詞』引爲相代之證。

(『馬氏文通』實字卷之六・狀字別義六之四)

つまりここでは、國號等の上に「有」の字を加えるということと、「不」の字が「非」の字の代わりをすることがあるということを説明する際に、『經傳釋詞』の考え方を襲用したことを明言しているのである。

該書を一讀すると、このように前人の説の引用を明示している部分がかなり多いことがわかる。筆者が確認した限りでは、例えば前述の『經傳釋詞』は計四十二箇所に於いて引用されており、その他『說文解字』(二十箇所)、『廣韻』(十一箇所)、『爾雅』(九箇所)等の引用が多い。また注疏類(『春秋公羊解詁』六箇所、『禮記鄭注』『禮記正義』『爾雅疏』各四箇所、等)の引用も少なくない。ところが該書研究の基本的文獻と言われる前掲の『馬氏文通』評述』にはこのことについての言及はないのである。勿論その前人の説を馬氏がどのような立場で引用したかということについては、前掲の『馬氏文通』和舊有講虛字的書』に於いて指摘された如く、次の三つの立場、

〔1〕『文通』同意意它們（舊有學說）的說法而引用了的。

〔2〕認爲它們的說法還對、但不夠圓滿、『文通』給以補充的。

〔3〕『文通』不同意它們的說法而加以批判的。

（『中國語文』一九五七—四、p. 21）

つまり「同意」「補充」「批判」の三種の立場が認められるけれども、いずれのパターンにせよ、結局は『馬氏文通』の成書過程にそれら前人の説が大きく関わっているということは確かである、と言うことができるであろう。それからまた七十八年以降の研究では、今掲げた三種の立場のうちの〔3〕のみが強調されすぎてきたということも、以上のことから明らかであろう。

(b)

該書において、(a)とは違い、前人の説の引用と明示されてはいないが、明らかにそれと認められる場合がある。例えば次のような論述がある。

韓「黃州賊事宜狀」：「臣自南來、見說江西所發共四百人。」——「見說」者、「聞說」也。疑爲唐人方言。

（『馬氏文通』實字卷之四・受動字四之二）

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

ここは明らかに劉淇『助字辨略』の次の考え方を襲用したものである。

又韓退之「黃州賊事宜狀」：「臣自南來、見說江西所發共四百人。」……案唐人多以「聞說」爲「見說」、當時方言如此也。

（『助字辨略』卷四「見」⁽⁴⁾）

つまりここでは、『馬氏文通』に於ける、唐人の方言に於いては「聞說」を「見說」ということがある、という考え方とその例文は、『助字辨略』に據ったということが明らかにわかるのである。

また該書には次の論述がある。

惟至唐人疏狀、凡引敕旨訖、則以「者」足之。韓昌黎「論變鹽法事宜狀」：「右奉敕將變鹽法、事貴精詳、宜令臣等各陳利害可否聞奏者。」宋明因之。今則平行公事文尾、與民間券契、概以「者」字爲煞者、此殆所謂「者」字助句也。

（『馬氏文通』虛字卷之九・傳信助字九之四）

ここも明らかに『助字辨略』の考え方を襲用している。

又唐人疏狀、凡引敕旨訖、則以「者」字足之。如韓退之「論變鹽法事宜狀」：「右奉敕將變鹽法、事貴精

詳、宜令臣等各陳利害可否聞奏者。」……此「者」字、亦語已之辭、當時體例如此也。宋人亦多用此式。

（『助字辨略』卷三「者」）

ここに於いても、唐人の疏狀に於いて敕旨を引く締め括りに「者」を用い、そしてそれが後世に於いて「者」が文末の助詞に使われるきっかけとなった、という考え方を、馬氏は地の文の語句より例文に至るまで『助字辨略』を襲用していることがわかるのである。⁽⁵⁾

このように馬氏がその引用を明示せずに前人の説を用いたと思われる箇所は数多く認められる。筆者が確認した限りでは、『助字辨略』の引用が最も多く（二十八箇所）、以下『經傳釋詞』（二十五箇所）、『虛字說』（十箇所）、『讀書雜誌』（三箇所）等が続く。ここで注目すべきことは、引用を明示せずにその説を用いた書物は全て清代のものであるということである。一つの體例と見てよいであろう。なおここで挙げた書物のなかには別の箇所では引用を明示して用いているものもある。

ところで右に挙げた書物と該書との関連性は、その殆どが前掲の『馬氏文通』校注』によって指摘されているが、その指摘のなかで特に注目に値するのは、吳昌瑩『經詞衍釋』（『馬氏文通』校注、p. 80、p. 196）、王引之『經義述聞』（同上、p. 323）、顧炎武『左傳杜解補正』（同上、p. 477）との関連性を指摘した部分である。というのは『馬氏文通』に於いてこれらの書物を明示して引用した箇所が全くなく、つまりこの『馬氏文通』校注』に於いて初めて該書とそれらの書物との関連性が明らかになったからである。

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

例えば該書と『經詞衍釋』との關連性については次の様な注が附けられている。

『論』述而：「女奚不曰……不知老之將至云爾。」——「云爾」者、重記其所言如是也。「爾」者、「如是」也。^[28]

[28]『經詞衍釋』卷三云：「云爾、猶如此也。（……『論語』：「不知老之將至云爾。」）」

（『馬氏文通』校注』、p. 198）

つまりここでは、『論語』述而の例文中に於ける「云爾」を「如是」とする馬氏の考え方は、『經詞衍釋』卷三の解釋を襲っているということを述べているのである。

またそのほかに該書と傳統小學關係の書物との關連性を明らかにした論文として、前掲の『馬氏文通』和舊有講虛字的書」が挙げられる。

概略を挙げると以下の如くである。

一般人都把『馬氏文通』看作是純粹模倣西洋語法寫成的、這種看法并不正確。其實馬建忠「因西文已有之規矩」、是體系上主要參照西洋語法、至于體系中的個別部分和個別虛字的解釋、卻往往繼承了舊有的講虛字的書

上的說法、特別是袁仁林的『虛字說』。

現在舉出『文通』和『虛字說』里有關的一些例子如下：

〔1〕「則」字「卽」字、乃直承順接之辭、猶俗云就也、與上文影響相隨、口吻甚緊。（虛字說、p. 33）

「則」字乃直承順接之辭、與上文影響相隨、口吻甚緊。（文通、p. 379）

.....

〔10〕「雖」字乃宕開跌入之辭、極善銷納、惟其銷納、故可另折。用在前文後者、銷納前說、另折後語、由

宕開而跌入。用在劈頭起句者、銷納言下過甚一邊、另折見意、由宕出而跌入。（虛字說、p. 30）

其拓開跌入之辭、則有「雖」「縱」兩字。

……諸「縱」字皆以領讀、意在推開上文而跌落本意也。而經籍中「縱」字不多見、「雖」字則所在而有。

設辭之後、復有以「雖」字宕跌者、亦習見也。

……諸所引節、始則以設辭一推、繼以「雖」字一跌、而後折收本意。（文通、pp. 403—408）

從上面這些例句中、很清楚地看出來、『文通』的立論、甚至所用詞句、都採用了『虛字說』、它的主要論點不超出『虛字說』的範圍。如〔8〕〔9〕〔10〕等例也只是在『虛字說』的「神情聲氣」觀點上加以發揮罷了。

上引各例所講的詞、都是『文通』中的連字和助字。助字是「華文所獨」、而且是古來學者研究得最深入的、『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

所以馬氏在這方面繼承和吸收舊有學說爲多、又特別選用比較強調用聲音模擬語氣的『虛字說』。此外、連字和助字有前後相互呼應的關係、因此馬氏也就用類似解釋助字的方式同時來解釋連字。這些都是馬氏繼承舊有學說、不是襲取西洋語法的。……這都可以證明、『文通』一書一方面固然是「葛朗瑪而作」、另一方面它也繼承了一部分舊有的說法。

(『中國語文』一九五七—四、pp. 20—21)

この論文は『馬氏文通』と西洋語法理論との関連性のみが強調されすぎてきたそれまでの研究方向に對する批判という意味合いで書かれたものと見做すことができる。この論文によって袁仁林『虛字說』との関連性が初めて明らかにされ、また馬氏が『虛字說』を引用する場合、殆ど無批判にその學說を採用していることも指摘された。⁽⁶⁾

この論文によって問題提起されたことは、まず馬氏が引用を明示することなしにその說を繼承している傳統小學關係の書物はまだほかに存在するのではないか、ということであり、そして馬氏が、そのような明示して用いた箇所が他の部分に於いても全くない書物を引用する場合、殆ど無批判にその說を採用しているのではないか、ということである。⁽⁷⁾

(c)

該書に於いて使用される術語に關して馬氏は次の様に述べている。

凡立言、先正所用之名以定命義之所在者、曰「界說」。

界之云者、所以限其義之所止、使無越畔也。書中所命之名、有因儒先所經用者、有今所特創者、今爲各立界說、而命義乃明。

(『馬氏文通』正名卷之一)

ここで馬氏は、自己の用いた術語には彼自身の創始によるものと、それ以前にも傳統小學に於いて用いられていたものとの二種類があることを述べている。

つまり馬氏は、ある術語に於いては傳統小學に於いて用いられていたある概念及び名稱をそのまま踏襲しているというわけである。

このことに關しては、既に前掲の『馬氏文通』以前の語法研究に詳しい論證がある。例えば『馬氏文通』に於ける重要な術語である「狀字」、「指示代字」といった名稱⁽⁸⁾についてこの論文の作者は以下の如く述べる。

正因爲「實字易訓、虛字難釋」(阮元語)の緣故、清初劉淇、袁仁林和稍後の王引之等都有研究「虛字」的專著。這些書中、就經常使用術語來解釋。如劉著『助字辨略』中所謂「疑詞」「決詞」「設詞」「斷詞」「發語詞」等、王著『經傳釋詞』中所謂「語助」「願詞」「轉語詞」「指事之詞」「狀事之詞」等、這些名目有些是沿用的、也有些創立的。後來『馬氏文通』中所說的「狀字」「指示代字」等名目也許是由「狀事之詞」「指事之詞」而轉來的。

(『山東大學學報』一九六二—二、p. 73)

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた(西山)

ここで述べていることは、『助字辨略』、『經傳釋詞』に於いて用いられた術語には作者自身の創始によるものと、それ以前にも傳統小學に於いて用いられていたものの二種類がある、ということと、それから『馬氏文通』に於いて用いられている「狀字」「指示代字」という術語は『經傳釋詞』の「狀事之詞」「指事之詞」という術語を襲用して成立した可能性がある、ということである。

この論文には、今舉げた「狀字」「指示代字」以外にも、例えば「數字」は『毛詩故訓傳』に、「句」は劉勰『文心雕龍』章句に、「傳信、傳疑助字」は柳宗元『答杜溫夫書』に、「實字」「虛字」は張炎『詞源』に、「名字」は劉熙『釋名』に、「動字」「靜字」は劉鑑『經史動靜字音』（『切韻指南』附錄）に、それぞれその來源を求めている。

ところで、以上のような論證のほかに今新たに考えられるものとして、馬氏が術語を新しく定める場合、ある傳統小學關係の書物の一記述をその根據とする、という繼承のしかたが舉げられる。

例えば『馬氏文通』の「字類」のうち「虛字」⁽⁹⁾の分類基準に關しては、『文心雕龍』章句にその根據を求めていると思われる。

次論「虛字」。凡字無義理可解而惟用以助辭氣之不足者曰「虛字」。劉彥和云：「至於『夫』『惟』『蓋』『故』者、發端之首唱、『之』『而』『於』『以』者、乃筭句之舊體、『乎』『哉』『矣』『也』、亦送末之常科。」「虛字」所助、蓋不外此三端、而以類別之者因是已。

（『馬氏文通』序）

ここでは馬氏は、「虚字」の機能というものは劉勰の言う所の「發端之首唱」「筭句之舊體」「送末之常科」の三つにはかならず、よって「虚字」の分類もこの考え方に依るべきであると述べ、後の「正名篇」に於いてそれぞれに「連字」「介字」「助字」の名稱を與えている。

その他、筆者の見た限りでは、「起詞」「止詞」に関しては『春秋公羊解詁』に、「外動字」「内動字」に関しては『春秋公羊解詁』と『洪武正韻』に、それぞれその根拠を求めているようである。以上述べた様な、馬氏が術語を新しく定める場合ある傳統小學關係の書物の一記述をその根拠としているという繼承のしかたは今まで指摘されることがなかったけれども、この関連性も該書が傳統小學に於いて用いられた概念を繼承している根拠になりうるのではないかと思われる。⁽¹⁰⁾

以上(a)、(b)、(c)を要するに、『馬氏文通』はその多くの部分に於いて傳統小學に於ける前人の考え方を繼承しており、それが該書成立に非常に大きな意味を持っていることが明らかにわかるのである。⁽¹¹⁾

三

前章の(b)で述べた如く、馬氏が引用を明示せずとその前人の説を繼承している傳統小學關係の書物がまだほかに存在することが十分に考えられる。本章ではその試みの一つとして、今まで具體的に指摘されることのなかった該書と俞樾（一八二一—一九〇六）『古書疑義舉例』（一八七一年）との関連性を見てみたい。

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

ところで、なぜここで殊更に該書と『古書疑義舉例』との關連性に着目するのかというと、それは馬氏の知己である梁啓超（一八七三—一九二九）の一連の著作の中に、以下の様な記述があるからである。⁽¹²⁾

……而以極嚴正之訓詁家貫穴群書而會其通者、則王引之之『經傳釋詞』、俞樾之『古書疑義舉例』最精整、近世則章炳麟之『小學答問』、益多新理解、而馬建忠學之以著『文通』、嚴復學之以著『英文漢詁』、爲「文典學」之椎輪焉。⁽¹³⁾
（『清代學術概論』十四）

ここでは馬氏が『經傳釋詞』、『古書疑義舉例』を學んで『文通』を著したことを述べている（『小學答問』は一五一五年成書であり、『馬氏文通』成書（一八九八、九九年）より後のことである）。

『文通』十卷、丹徒馬建忠眉叔著。

眉叔は深通歐文の人。這部書是把王（引之）俞（樾）之學融會貫通之後、倣歐人的文法書把語詞詳密分類組織而成的。著書的時候是光緒二十一年。他住在上海的昌壽里、每成一條、我便先睹爲快、有時還承他虛心商確。⁽¹⁴⁾
（『中國近三百年學術史』十三・清代學者整理舊學之總成績之一・（二）小學及音韻學）

ここでは『文通』は王引之、俞樾の學問を十分に理解した後に、ヨーロッパ人の文法書に倣って單語を細かく分

類して成ったものであると述べている。そして馬氏が該書を著していた光緒二十一、二年（一八九五、九六年）には、梁氏は馬氏が書き上げた該書の一條ごとを見せてもらい、時には二人で論をたたかわすこともあった、という記述は、梁氏が該書の成書事情に詳しかったことを物語っている。

而最近則馬眉叔（建忠）著『文通』、亦凭籍高郵（眉叔著書時、余在上海居相隣、往往有所商榷、知其財於『經傳釋詞』、『古書疑義舉例』者獨多也）、創前古未有之業。中國之有文典、自馬氏始。

（『飲冰室文集』所收「論中國學術思想變遷之大勢」近世之學術・第二節・乾嘉間）^{（15）}

ここでは馬氏が『文通』を著していた頃、梁氏はその近くに住んでおり、よくそのことについて意見をたたかわすことがあったことを述べている。また馬氏は該書執筆の際『經傳釋詞』、『古書疑義舉例』を論述の材料とするところが特に多かった、という記述から、馬氏が『經傳釋詞』、『古書疑義舉例』を傍らに置きつつ『文通』を書いているところを、梁氏は實際に見ていたという可能性も十分に考えられる。

この三件の資料からわかることは、『經傳釋詞』、『古書疑義舉例』の兩書は『馬氏文通』の成書に非常に大きな役割を果たしたということである。そして『古書疑義舉例』は、前章(a)、(b)、(c)の繼承のしかたに於いても重要な位置を占めた『經傳釋詞』と並び稱されるほどの書物であるからには、おそらくこの書は『馬氏文通』に於ける傳統小學の繼承のしかたに於いてもかなり重要な位置を占めるであろうということは疑い得ないであろう。

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

また後の二つの資料から、梁氏は『馬氏文通』の成書事情にかなり詳しく見たことも見てとることができる。このことに關しては既に「『馬氏文通』の實際作者是馬相伯嗎？」「目錄（四九）」に詳しい論證がある。この論文に於いて作者は梁氏に關して次のように結論づけている。

當一八九六年梁啓超居住上海時、與馬相伯、馬建忠兩兄弟關係稔熟、過從甚密、且每晚輒到馬氏兄弟處學習拉丁文。後來『馬氏文通』出版前、還「持其稿以示」梁啓超。因此、梁啓超對『馬氏文通』的成書是清楚的。

（『學林漫錄』五集所收、pp. 186-187）

つまりこの論考に於いても梁氏は該書の成書事情にかなり詳しく見たという結論が出ているのである。よって以上のことから考えて、梁氏の著した上掲の資料にはかなりの信憑性があると考えてよいと思われる。

では以上の根據をもとに、今試みに兩書の關連する部分を指摘してみたい。ここでは論述の都合上、兩書を検討した結果を整理した、(a)「倒裝句」に關するもの、(b)「詞類活用」に關するもの、という二つの觀點から見てみたいと思う。

(a)

「倒裝句」に關して『古書疑義舉例』には次の様な記述がある。

古人多有以倒裝句成文者、順讀之則失其解矣。僖二十三年『左傳』：「其人能靖者與有幾？」、昭十九年：「諺所謂室於怒市於色者、」皆倒裝句也。
（『古書疑義舉例』卷一「三」倒句例）¹⁶⁾

おそらくこの部分を繼承したと思われるのは、該書の次の二箇所である。¹⁷⁾

司詞後乎介字、轉詞後乎動字者、常也。『内外傳』有反是者、後此則未之見也。

……又『昭十九』：「諺所謂室於怒、市於色者、楚之謂矣。」——言「怒於室、色於市」也。……諸引句惟見於『内外傳』者。至『書』酒誥云：「人無於水監、當於民監。」惟轉詞先乎動字耳、非倒文也。

（『馬氏文通』虛字卷之七・介字・「於」字之用七之二）

『左傳』僖公二十三年云：「其人能靖者與有幾？」猶云「有幾人能靖者與」也。……本句倒文與前引同義、蓋深責而歎之之辭也。
（『馬氏文通』虛字卷之九・傳疑助字九之五）

つまりこは、『左傳』に於ける「其人能靖者與有幾」「室於怒市於色」といった文は「目的語＋動詞」式の「倒裝句」である、といった考え方を、『馬氏文通』は『古書疑義舉例』から受け継いでいるのである。

(b)

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

「詞類活用」に關しては次の様な記述がある。

宣六年『公羊傳』：「勇士入其大門、則無人門焉者、」上「門」字實字也、下「門」字則爲守是門者也。

……經典中如此者、不可勝舉。

執持於手卽謂之「手」。莊十二年『公羊傳』：「手劍而叱之。」……

以女妻人卽謂之「女」、以食飢人卽謂之「食」、古人用字類然。經師口授、恐其疑誤、異其音讀、以示區別。

……『詩』（小雅大田）：「興雨祁祁、雨我公田。」釋文曰：「興雨如字、雨我于付反。」……苟知古人有實字活用之例、則皆可以不必要矣。
（『古書疑義舉例』卷三「三十九」實字活用之例）

この部分を繼承したと思われるのは、次の三箇所である。

字有一字一義者、亦有一字數義者。後儒以字義不一而別以四聲、古無是也。凡字之有數義者、未能拘於一類、必須相其句中所處之位、乃可類焉。……『公』宣六：「勇士入其大門則無人門焉者、入其閨則無人閨焉者。」前「門」字、名也、後「門」字、解守也、動字也。……凡此之類、不可枚舉、讀者當自得之。

（『馬氏文通』正名卷之二）

動字既類、其用不紊、其爲體也無方、名字、代字、靜字、狀字皆假借焉。有假公名、本名爲動字者。

……（『公』）莊十三：「曹子手劍而從之」——「手」字假爲外動。

（『馬氏文通』實字卷之五・動字假借五之一）

同一字也、有因異韻而爲名字、爲動字者、已略見於名字篇內。更有以音異而區爲靜字與動字者、或區爲內、外動字者、或區爲受動與外動者、且有區爲其他字類者、散見於書。……「雨」字、上讀名字、所雨也。去讀無主動字、『詩』小雅大田：「雨我公田。」

（『馬氏文通』實字卷之五・動字辨音五之二）

つまりここは、「無人門焉者」の「門」の字を「門を守る」と解釋し、「手劍而叱之」（『馬氏文通』では「從之」の「手」の字を「手に執る」と解釋し、「雨我公田」の「雨」の字を「雨ふる」と解釋する考え方を、『馬氏文通』は『古書疑義舉例』から受け継いでいるのである。

筆者が把握できた限りでは、以上の二點に於いて関連性が認められた。

四

前章に於いて「倒装句」、「詞類活用」という二つの觀點から『馬氏文通』と『古書疑義舉例』との関連性を見えた。本章ではこの関連性が文言語法學史に於いてどのように位置づけられるのかを簡單に見てみたい。

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

まず「倒裝句」について見てみると、前章(a)に於いて述べられた「倒裝句」とは、文言語法書に於いてよく論じられる所の疑問や感嘆を表す「述語＋主語」式の構文(例えば『孟子』滕文公上：「大哉、堯之爲君也！」)や、疑問文、否定文、強調構文中に於ける「代詞目的語＋動詞」式の構文(例えば『論語』子罕：「吾誰欺？欺天乎？」、『國語』齊語：「鄰國未吾親也。」、『論語』爲政：「父母唯其疾之憂。」)ではなく、『馬氏文通』に於いても言われているように、主に『春秋内外傳』(『左傳』『國語』)に見られる特有の現象である。よって「文言語法」という大きな枠組みの中に於いては、このことが論じられることは今は殆どなくなっている。例えば楊伯峻氏は『文言語法』の緒言に於いて次のように述べている。

上面說過、文言文有各式各樣、有的逼近於古代、有的接近於當時、聰而言之、都依違於古代語言和當代語言之間。這中間大概有一個這樣的標準、一方面、凡古代詞彙和造句法能容易爲當時人所了解所接受的、便運用得多、流傳得久、不然、便很快死去。……又譬如、把「謀於私族」說成「私族於謀」、把「怒於室」說成「室於怒」(兩例都見於『左傳』昭公十九年)、這是很不平常的說法、只在『左傳』和「國語」兩書中見過幾次、所以誰也不模倣它。……從這一標準來看、採用古代語言或者當代語言入文、就是不同的作者、也都有一個不謀而同的最大公約數。這一個最大公約數、就是古往今來都行之無大滯碍的詞彙與造句法。我們若作概括性的研究、便可以從這一最大公約數着手。

(『文言語法』第一章・緒言、p. 3)⁽²⁰⁾

このように、楊氏は「室於怒」に代表されるが如き特殊な「倒裝句」を、「文言語法」という枠組みから外れるものとして切り捨てている。その他の文言語法書も概ね同じである。よって『古書疑義舉例』から『馬氏文通』へと伝えられたこの特殊な「倒裝句」に關する記述は、體系から外れるということから現在の文言語法研究には殆ど繼承されていないと言ふことができるであらう。

次に「詞類活用」について見てみると、この問題は傳統小學に於いても宋代の詩話類を始めとして清朝末期に至るまで様々に論じられてきたものであり、⁽²¹⁾『古書疑義舉例』に於いてもそれらの論點を踏まえた上で「實字活用」の問題を論じていると思われる。例えば南宋の詩話類では楊萬里『誠齋詩話』に於いてそのことに關する記述がある。

詩有實字而善用之者、以實爲虛。杜云「弟子貧原憲、諸生老伏虔。」老字蓋用「趙充國請行、上老之。」

(『誠齋詩話』)⁽²²⁾

また清朝初期では袁仁林『虛字說』に於いて同様の記述がある。

實字虛用、死字活用、此等用法、雖字書亦不能往徧釋、如「人其人、火其書、廬其居」、「墟其國、草其朝」、「生死肉骨」、「土國城漕」之類、上一字俱係死實字、一經如此用之、頓成虛活、而反覺意味無窮。

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた(西山)

次に視點を轉じて『馬氏文通』以降を見てみると、まず陳承澤『國文法草創』に於いて、「詞類活用」という大まかな考え方の中でも特に「致動用」、「意動用」という二つの問題を中心にしたことが論じられる傾向が強くなり、次に楊樹達『高等國文法』、楊伯峻『文言語法』等へとこの考え方は引き繼がれ、今日では中國に於ける古代漢語の規範文法とも言うべき王力主編『古代漢語』、郭錫良等編『古代漢語』に於いてその考え方が繼承されている。⁽²⁴⁾

例えば王力主編『古代漢語』には次のように述べられている。

詞類の活用

……在這一節裏、我們準備討論以下幾個問題：(1)名詞用如動詞、(2)動詞、形容詞、名詞的使動用法、(3)形容詞、名詞的意動用法、(4)名詞用作狀語、(5)動詞用作狀語。

……

(一) 名詞用如動詞

古代漢語名詞可以用如動詞的現象相當普遍。例如「晉軍函陵、秦軍汜南。」（『左傳』僖公三十年）……

(一) 動詞、形容詞、名詞的使動用法……

所謂動詞的使動用法、顧名思義、就是主語所代表的人物並不施行這個動詞所表示的動作、而是使賓語所代表的人或事物施行這個動作。例如『左傳』隱公元年：「莊公寤生、驚姜氏」、這不是說莊公本人吃驚、而是說莊公使姜氏吃驚。

(二) 形容詞、名詞的意動用法……

所謂形容詞的意動用法、不是說使賓語所代表的人或事物具有這個形容詞所代表的性質或狀態、而是主觀上認為他具有這種性質或狀態。例如『孟子』盡心上：「孔子登東山而小魯」、不是說孔子使魯國變小了、而是說孔子登上覺得魯國小了（以魯為小）。

（中華書局一九八一年修訂本、p.340—345）

ここでは「名詞を動詞の如く用いる」例として「軍」という名詞を「軍をとどめる」という意味で用いた例文と、「使動用法」の例として「驚く」という自動詞を「驚かす」という意味で用いた例文と、「意動用法」の例として「小さい」という形容詞を「小さいとする」（小さいとみなす）という意味で用いた例文とを挙げている。

以上を要するに、『古書疑義舉例』から『馬氏文通』へと受け継がれた「倒裝句」に關する記述は、その特殊性の故に後の文言語法研究には繼承されることはなかったけれども、一方「詞類活用」に關する記述はその後の文言『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

語法研究に於いても主要な研究課題の一つとされている。つまりこの「詞類活用」は、それ以前の傳統小學關係の書物より現在の文言語法書に至るまで間斷なく繼承され論じられてきた問題というわけである。換言すれば『古書疑義舉例』から『馬氏文通』へのこの「詞類活用」という考え方の繼承は、つまり傳統小學から後の文言語法研究への一つの橋渡しの役割を果たしていると言うこともできるのであろう。

(一九八七年七月)

注

- (1)「附表」『馬氏文通』研究文獻目錄(初稿)を參照。なお、本文中の「目錄()」はこの目錄の番號を示している。
- (2)今日までの研究で該書と西洋語法理論との關係を最も詳しく論じたものとして王力「漢語語法學的興起及其發展」[「目錄(四二)」]が挙げられるが、この論文に於いてもその關係は僅かの部分に於いて簡單に述べられているにすぎない。

この問題について、今注目すべきは高名凱氏の次の意見である。

「自從馬建忠介紹語法學到中國來之後、一般人都希望能够給漢語的詞加以詞類的分別、彷彿不這麼做就沒有語法學、因為西洋的語法學一開頭就講詞類、而且許多語法問題、如各種語法範疇、都與詞類有關。這種做法有一個理論的背景、即認為各種語言的語法應當是相當的。馬建忠在法蘭西學習語法學、他多少受了波爾勞耶爾(Por-

Roya) 理性主義語法學的影響、而一般人也無形之中受了馬建忠的影響、拿西洋的語法格局給強套在漢語上。事實上、漢語是否有詞類的分別、要看漢語自身的內部發展規律。」

(高名凱、『漢語的詞類問題』(中華書局一九五五年)所收「關於漢語的詞類分別」[pp.43-44])

つまり高氏の意見によれば、『馬氏文通』は『ポール・ロワイヤル文法』(Arnauld & Lancelot: 《Grammaire générale et raisonnée—les fondements de l'art de parler—》Paris, chez Pierre le Petit, 1660.)の影響を受けているというわけである。この意見は今現在中國でさかんに論じられている馬氏における歴史觀念の有無、という問題に新たな視點を與えることができるのではないかと思われるが、

今は敢えて臆断は避けたい。

なおこの『ポール・ロワイヤル文法』は、今世紀六十年代、Noam Chomsky・《Cartesian Linguistics—A Chapter in the History of Rationalist Thought—》New York, Harper & Row, 1965. (その中にも特に“Deep and Surface Structure” [pp. 31-51])⁷ 及び Michel Foucault・《Les mots et les choses—une archéologie des sciences humaines—》Paris, Gallimard, 1936. (その中でも特に Chapitre IV “Parler” [pp. 92-136])⁸ 等に於いて再評價され、その文法理論が詳しく紹介されている。

高氏の意見も含めてこの問題はまた別の機会に改めて論じてみたいと思う。

(3) 『馬氏文通』の引用には『馬氏文通』校注『本(目録(十八))を用いた。

(4) 中華書局一九五四年章錫琛校注本による。

(5) この部分の『馬氏文通』と『助字辨略』との関連性は『馬氏文通』校注』には指摘されていない。

(6) 前掲の『馬氏文通』以前の語法研究』にも同様の指摘がある。

『文通』對劉、王之說還是批判地接受、惟對於袁說、多就其論點而加發揮而已。至于直接采用其語句、如……。」

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた(西山)

(『山東大學學報』一九六二—、p. 75)

(7) 牛島徳次氏「馬建忠」(目録(三十三))に於いてもこの論文は『馬氏文通』研究の好論文と評價され、約一ページにわたリ引用してある。

(8) 『馬氏文通』には以下の様に定義されている。

【界説六】凡實字以貌動靜之容者、曰『狀字』。

(『馬氏文通』正名卷之一)

「指示代字者、所以指明事物以示區別也。」

(『馬氏文通』實字卷之二・指示代字二之六)

(9) 嚴密に言えば該書の言う「虛字」とは「介字」「連字」「助字」「數字」の四種であるが、實際は「數字」は該書の「助字卷之九」の末尾に添えられているのみにすぎず、また間投詞は統語關係に影響を與えないことから考えても、後に挙げている序に言う「虛字」とは「連字」「介字」「助字」の三つを指すと考えて差し支えないと思われる。

(10) 本稿の論旨から少しく逸れるが、該書の術語の成立を考える際にもう一つ考えておかねばならないことは、該書と中國で出版された西洋語文法書との関連性である。このことに關しては井田好治氏「中國語に借用された日本の近代譯語——特に英文法用語について——」(『言語科學』Vol. 3、九州大學教養部、一九六七年)に於いて詳しく述べられている。

この論文によれば、例えば W. Lobscheid: 『English and Chinese Dictionary, with the Panti and Mandarin Pronunciation』 4 parts. Hongkong, 1866-69 (豊田博士蒐集「英學資料筑紫文庫」本) に於いて既に名字、本名、動字、連字等、『馬氏文通』の術語と名稱を同じくする術語が幾つか見られる。この問題についてはまた稿を改めて詳しく論じてみたい。

(11) 餘説として、『馬氏文通』にはさらに注目すべき部分がある。それは次の二箇所である。

「字有一字一義者、亦有一字數義者。後儒以字義不一而別四聲、古無是也。」 (『馬氏文通』正名卷之一)

「至同一字而或爲名字、或爲別類之字、惟以四聲爲區別者、皆後人強爲之耳。」

(『馬氏文通』實字卷之二・名字二之一)

この所謂「四聲別義」というものは後儒が人爲的につくりだしたもので、いにしえにはなかったものである」という考え方は、顔之推『顔氏家訓』を始めとして顧炎武『音論』、錢大昕『十駕齋養新錄』、段玉裁『六書音均表』等に於いて既に論じられている問題であり、馬氏に於いてもそれらの考え方を繼承して以上の様に述べたのであらうと思われる。

またその中でも特に馬氏が直接繼承したと思われるのは段

玉裁『說文解字注』の論述である。その根據として、馬氏が段玉裁の書を讀んだことがあると自ら言っていること(「讀王懷祖、段茂堂諸書、虛實諸字、先後錯用、自無定例、讀者無所適從。」「馬氏文通」正名卷之一、前に挙げた「馬氏文通」の「古無是也」「後人強爲之」といった表現の仕方が以下に挙げる『說文解字注』のものと酷似していること、などが挙げられる。

「微、循也。(注) 今人分平去、古無是也。」

(『說文解字注』二篇下)

「養、供養也。(注) 今人分別上去、古無是也。」

(同右、五篇下)

「惡、過也。(注) 本無去入之別、後人強分之。」

(同右、十篇下)

(全て上海古籍出版社一九八一年、經韻樓本による。)

このことも馬氏が傳統小學を繼承して『馬氏文通』を著述したと考える一つの根據となり得ると思う。

(12) 『馬氏文通』と『古書疑義舉例』との關連性に着目するもう一つの根據として、馬建忠(一八四五—一九〇〇)と俞樾(一八二一—一九〇六)との個人的接觸の可能性が考えられるが、そのことに關する記述は未見である。ただ馬氏は江蘇

(丹徒)、俞氏は浙江(德清)の出身であり、兩氏ともに蘇

浙を中心に活動していたことを考え合わせると、その可能性は十分に考えられる。もしそうだとすれば、王引之（一七六六—一八三四 江蘇高郵出身）『經傳釋詞』の説を『古書疑義舉例』が繼承し、『古書疑義舉例』の説を『馬氏文通』が繼承した理由の根底に、人間關係及び地域關係の要素が認められることになる。また後に述べるように、梁啓超が『馬氏文通』成書時に参考にした書物を述べる際に、何故殊更に『經傳釋詞』、『古書疑義舉例』の兩書を特に列擧したかということも、以上のことを考慮に入れておくとその理由がよりはっきりするように思われる。

⑬『飲冰室合集』（上海中華書局一九三六年本）「專集之三十四」による。

⑭同右「專集之七十五」による。

⑮同右「文集之七」による。

⑯中華書局一九五六年本『古書疑義舉例五種』による。

⑰該書に於いてこのように統語論が散見するのは、馬氏がもともそのことを意圖して該書を編んだためであり、例えば「論句讀」の冒頭に於いて馬氏は次の如く言う。

「字分九類、凡所以爲起詞、語詞者盡矣。至進論夫起、語兩詞之成爲句、成爲讀者是則此卷之所由作也。然此卷所論者、有已散見於前者、有未見者。今則散見者總之、未見者補

『馬氏文通』における傳統小學の繼承のしかた（西山）

之。」（『馬氏文通』論句讀卷之十）

⑱例えば『古代漢語語法』第八章主語謂語（一）「主語和謂語的語序」（馬忠著、山東教育出版社一九八三年、pp. 106-108）、『古代漢語』古代漢語常識（古代漢語的語序）（郭錫良等編、北京出版社一九八一年、pp. 280-286）などが挙げられる。

⑲本稿第三章（a）における最初の『馬氏文通』の引用を参照。

⑳北京大衆出版社一九五五年本によった。

㉑この問題については青木正兒氏「虛字考」（『中國文學報』第四冊、一九五六年）、『古漢語語法學資料彙編』（鄭奠、麥梅翹編、中華書局一九六四年）を参考にした。

㉒『歷代詩話續編』（丁福保輯、中華書局一九八三年本）による。

㉓『百部叢書集成』所收『惜陰軒叢書』本による。

㉔『國文法草創』三、文法上應待解決之諸懸案・（一）本用活用問題（商務印書館一九二二年初版、一八八二年漢語語法叢書本、pp. 18-20）、『高等國文法』第四章動詞・（4）普通外動詞（商務印書館一九三〇年初版、一九八四年漢語語法叢書本、pp. 102-103）、『文言語法』第六章動詞・二、由名詞、形容詞轉來的動詞・三、意動用法和使動用法（前出、pp. 99-103）、『古代漢語』古漢語通論（十一）詞類的活用（王力主編、中華書局一九六二年初版、一九八一年修訂本pp. 340-351）、『古

代漢語』古代漢語常識(田詞類的活用(郭錫良等編、前出、
pp. 269-281)をそれぞれ参照。

【附記】本稿は、筆者が文部省派遣昭和六十年代學生國際交流制度により、一九八五年九月より一九八六年八月まで中國北京大學へ留學した際、中國語言文學系演習「『馬氏文通』研讀」(郭錫良先生指導)に於いて提出した單位認定レポート「『馬氏文通』研究方法上の幾個問題」を日譯し加筆したものである。

北京滞在中、指導教官の郭先生には、本稿執筆も含めひとかたならぬご指導を賜わった。特に此に識して感謝の意を申し上げる。

【補記】本稿校正中、大阪外國語大學中國語學研究室刊『中國語法學論文分類索引(1978~1987)』(1987年12月)が出版された。該書中 p. 8 に於いて『馬氏文通』に關する中國刊行論文が列舉されているが、その中に「【附表】『馬氏文通』研究文獻目錄(初稿)」に漏れたものが四件ほどあるので、やむを得ず此に補記する。

(一九八八年一月)

(70) 1985 《語法的模倣和創新一談〈馬氏文通〉》 沈錫倫 《漢語學習》1985-2

(71) 1985 《〈馬氏文通〉的功績和不足》 俞敏, 謝紀鋒 《學術文摘》1985-1

(72) 1985 《〈馬氏文通〉的‘字無定類’》 劉乃仲 《漢語學習》1985-6

(73) 1986 《〈馬氏文通〉與現代漢語》 許燦新 《華南師範大學學報》1986-1

- (46) 1981 「中國人は語をどのように分類してきたか」 内田慶一『現代言語學批判』(勁草書房)所收
- (47) 1982 《處所關係詞外 時間關係詞例에 關한 研究 —〈韓非子〉를 中心으로—》 鄭仁淑《中國語文學》Vol. 5 嶺南中國語文學會
- (48) 1982 《〈馬氏文通〉的版本》 林玉山《上海師範學院學報》1982-1
- (49) 1982 《〈馬氏文通〉的實際作者是馬相伯嗎?》 鄒國義《學林漫錄》Vol. 5
- (50) 1983 * 《漢語語法學史》 林玉山 湖南教育出版社
- (51) 1983 《試論〈馬氏文通〉的‘次’》 林玉山《上海師範學院學報》1983-4
- (52) 1983 《〈馬氏文通〉在漢語語言學史上有什麼地位?》 龔千炎《語言學百題》(上海教育出版社)所收
- (53) 1983 《談談怎樣讀書》 王力《王力論學新著》(廣西人民出版社)所收
- (54) 1983 * 『中國論理學史研究』 加地伸行 研文出版
- (55) 1984 《〈馬氏文通〉評述》 呂叔湘、王海葵《中國語文》1984-1, 2
- (56) 1984 《簡談〈馬氏文通〉的‘位次’理論的影響》 王佐才《求是學刊》1984-1
- (57) 1984 《〈馬氏文通〉用例小計》 張萬起《語文研究》1984-2
- (58) 1984 《〈馬氏文通〉和〈新著國語文法〉說略》 董傑鋒《遼寧大學學報》1984-3
- (59) 1984 * 《〈馬氏文通〉札記》 孫玄常 安徽教育出版社
- (60) 1984 《〈馬氏文通〉》 俞敏、謝紀鋒《文史知識》1984-11
- (61) 1985 《〈馬氏文通〉句讀論述評》 王海葵《語言研究》1985-2
- (62) 1985 《〈頓〉爲‘非主謂詞組’辨》 沈錫倫《中國語文》1985-3
- (63) 1985 《〈馬氏文通〉句讀簡說》 劉斌《陝西師大學報》1985-3
- (64) 1985 《〈馬氏文通〉的‘轉詞’與‘加詞’辨》 陸中央《漢語學習》1985-4
- (65) 1986 * 《漢語語法學史》 馬松亭 安徽教育出版社
- × (66) 1986 《重讀〈馬氏文通〉》 杜高印、高天如《淮北煤師院學報》1986-1
- (67) 1986 * 《〈馬氏文通〉讀本》 呂叔湘、王海葵 上海教育出版社
- (68) 1986 * 《〈馬氏文通〉講義》 王海葵 北京大學中文系1986⁶ (油印本, 171p.)
- (69) —— 《〈馬氏文通〉語法體系中的幾個問題》(校正刷) 呂叔湘《語言文字學術論文集》(知識出版社)所收(未公刊)

- (23) 1958 「『馬氏文通』から「漢語」まで」 牛島徳次 『漢文教室』 Vol. 34
- (24) 1959 《漫談〈馬氏文通〉》 陳望道 《復旦學報》1959-3
- (25) 1959 《從〈馬氏文通〉所想起的一些問題》 郭紹虞 《復旦學報》1959-3
- (26) 1959 《關於〈馬氏文通〉》 胡裕樹 《復旦學報》1959-3
- (27) 1959 《關於〈馬氏文通〉》 吳文祺 《復旦學報》1959-3
- × (28) 1961 「中國古典文法研究史——馬建忠と岡三慶の業績——」 香坂順一 『中國語學研究論文集』（紫塚漢文研究會）所收
- (29) 1961 「清末改良派馬建忠」 林要三 『中國史研究』 Vol. 1 大阪市立大學
- (30) 1961 * 《The Earliest Modern Government Schools in China》 Knight Biggerstaff Cornell University Press, Ithaca, N. Y. 1961
- (31) 1962 《〈馬氏文通〉以前的語法研究》 劉景農 《山東大學學報》1962-2
- × (32) 1963 《〈馬氏文通〉句法理論中的‘詞’和‘次’的學說》 王維賢 《杭州大學學報》1963-2
- (33) 1965 「馬建忠」 牛島徳次 『中國語と中國文化』（光生館）所收
- (34) 1966 「馬建忠の經濟思想」 林要三 『帝塚山大學紀要』 Vol. 2-2
- (35) 1969 「『馬氏文通』」 伊地智善繼 『中國語學新辭典』（光生館）所收
- (36) 1978 《〈馬氏文通〉述評》 周鐘靈 《中國語文》1978-4
- × (37) 1978 《〈馬氏文通〉及其作者》 嶺 《語言文學》1978-6
- (38) 1979 《五四以來漢語語法研究評述》 徐通銘，葉蜚聲 《中國語文》1978-4
- (39) 1980 《現代漢語語法學史話》 呂必松 《語言教學與研究》1930-2, 3
- (40) 1980 《〈馬氏文通〉的作者究竟是誰？》 朱 星 《社會科學戰綫》1930-3
- (41) 1980 《對〈馬氏文通〉的幾點看法》 林玉山 《上海師範學院學報》1980-2
- (42) 1981 《漢語語法學的興起及其發展》 王 力 《中國語文研究》1 81-2
- (43) 1981 《〈馬氏文通〉代字章述評》 王海榮 《中國語文》1931-2
- (44) 1981 《評〈馬氏文通〉對漢語語法研究的貢獻》 李紹德 《浙江師範學院學報》1981-2
- (45) 1981 「『馬氏文通』」 牛島徳次 『中國語』1981-8

【附表】 『馬氏文通』研究文獻目錄（初稿）（～1986）

（＊印は專著，無印は論文，×印は筆者未見のもの）

- ×（1）1914＊《〈馬氏文通〉易覽》 邵成萱 瑞安做古印書局
- ×（2）1916＊《〈文通〉要例》 陶 奎 北京華新印書局
- （3）1921 「漢字的品詞分類と馬氏の文通」 湯淺康孫『支那學』
Vol. 1-5, 6
- ×（4）1922 《〈馬氏文通〉刊誤》 C P《學藝》
Vol. 3-10～4-4
- （5）1931＊《〈馬氏文通〉刊誤》 楊樹達 商務印書館
- ×（6）1931 《〈馬氏文通〉答問》 繆子才《厦大週刊》
Vol. 11-1～11. 20～24, 13-3, 4 語言文學專刊 Vol. 1-3, 4
- （7）1932＊《中國文法講話》 劉 復 北新書局
- ×（8）1935 「『馬氏文通』抄」 北浦藤郎『支那語』4-4
- ×（9）1936 《讀〈馬氏文通〉》 何 容《文史》
Vol. 4, 10～12
- ×（10）1937 《〈馬氏文通〉的版本》 何 容《讀書週刊》Vol. 105
- （11）1939＊《馬相伯先生年譜》 張若谷 商務印書館
- （12）1940 《The Third Person Pronouns and Related Matters in Classical and Modern Chinese》 Shuh-Hsiang Lü《華西協
合大學中國研究所
集刊》Vol. 1-2
- （13）1940 《The So-called Final '爲'》 James R. Ware《Harvard
Journal of Asiatic
Studies》Vol. 5
- （14）1942＊《中國文法論》 何 容 商務印書館
- （15）1942 《Le Mot-particule '之'》 Jos. Mullie《T'oung Pao》
Vol. 36
- （16）1947 《試論助辭》 陳望道《國文月刊》Vol. 62
- （17）1952 《Noe sur '焉'》 Jos. Mullie《Harvard
Journal of Asiatic
Studies》Vol. 15
- （18）1954＊《〈馬氏文通〉校注》 章錫琛 中華書局
- （19）1957 《〈馬氏文通〉和舊有講虛字的書》 麥梅翹《中國語文》1957-4
- （20）1958 《馬建忠的思想》 任繼愈《中國近代思想史論文
集》（上海人民出版社）
所收
- （21）1958＊《漢語史稿（中）》 王 力 科學出版社
- （22）1958 「中國人の語法研究（革命以前）」 牛島徳次『中國語學事典』
（江南書院）所收